

「放課後等デイサービス棕の木」における感染症対応マニュアル 及び業務継続計画書

1 目的

新型コロナウイルス・インフルエンザの発生により、放課後等デイサービス棕の木(以下、「施設」という。)においても患者が発生することが予測されるため、感染予防対策や、施設内における感染拡大防止対策を実施することにより、利用者の生命と健康を守ること、また、食糧供給確保等のライフライン維持などを定めたBCP（事業継続計画）により施設としての最低限の機能を継続させることが必要である。

2 各発生段階における対応

(1) 新型コロナウイルス・インフルエンザ未発生期

ア 情報収集と情報提供

- ・新型コロナウイルス・インフルエンザに関する情報を施設へ提供し、その正しい知識の普及を図る。

イ 感染予防策の徹底

- ・通常のウイルスと同様に感染予防に努めるよう指導・助言を行う。
- ・マスクの着用、手洗いの励行、消毒薬の使用、体液や排泄物の適切な取り扱い、「咳エチケット」等、基本的な感染予防対策を徹底するよう指導・助言を行う。
- ・職員に対して新型コロナウイルス・インフルエンザに関する研修を実施するよう指導・助言を行う。

ウ 施設等への要請

- ・対応マニュアルの新規作成、又は施設が定める感染症対策マニュアルの見直しを行う。
- ・食料供給の確保等のライフライン維持や、職員の勤務体制などBCPの考え方にに基づき、施設としての運営が継続できる体制を整える。特に、市内発生期以降には、職員の罹患や罹患した家族の看病、また学校閉鎖時の子供の世話等で、一時的に多数の職員の欠勤が予想されることから、職員が欠勤した場合における運営体制について、具体的方策を検討する。
- ・県からの要請を混乱なく受けられるように事前に連絡体制を整備するとともに、意志決定方法についても検討を行う。
- ・人的・物的両面で感染拡大防止体制を整備する。特に、入所施設は、患者が病院に入院できない場合に備え、施設内において患者を個室等に移動できる体制を整える。
- ・発生期に備え、物品(食糧、衛生用品、日用生活用品等)の確保に努める。

(2) 海外発生期

ア 情報収集及び情報提供

- ・海外での発生状況について、国からの情報収集に努め、速やかに施設へ情報提供を行う。

イ 施設等への要請

- ・施設内対策会議を設置、又は既存の感染症対策委員会等を活用し、今後の対応を検討する。

- ・職員に対して、新型コロナウイルス・インフルエンザの情報を正確に伝達する。
- ・職員に対して、職員・利用者の感染予防や健康状態の把握を行うように注意喚起する。
- ・職員は、発生地域への渡航を自粛する。
- ・利用者、家族等への周知・情報提供を行う。

(3) 国内発生期

ア 情報収集及び情報提供

- ・国内での発生状況について、国からの情報収集に努め、速やかに施設へ情報提供を行う。

イ 施設等への要請

i) 危機管理体制の確認

- ・各施設における新型コロナウイルス・インフルエンザの対応マニュアルの確認をする。
- ・新型コロナウイルス・インフルエンザ流行時の施設運営体制を確認する。特に、県内発生期以降には、職員が罹患した場合や家族の看病、また学校閉鎖時の子供の世話等で、一時的に多数の職員の欠勤が予想されることから、職員が欠勤した場合に備えた体制を確認する。

ii) 利用者、家族への情報提供

- ・海外、国内での新型コロナウイルス・インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報を速やかに情報提供する。

iii) 施設内での感染拡大予防のための措置

- ・新型コロナウイルス・インフルエンザに関する情報を正確に伝え、職員間で情報を共有化する。
- ・職員は、患者発生地域への出張を控える。
- ・発生地域から帰県した職員に対しては、健康観察を徹底し、新型コロナウイルス・インフルエンザ様症状を呈した場合には、直ちに発熱相談センターへ相談するよう指導する。
- ・施設内の消毒、換気、加湿等感染防止のための環境整備に努める。
- ・職員・通所施設利用者に対して、家庭内での感染防止を図るよう指導するとともに、毎朝体温を測定し、健康状態の把握に努め、新型コロナウイルス・インフルエンザ様症状を早期発見するよう注意喚起する。
- ・職員・通所施設利用者に対して、マスクの着用、施設に入る前後の手洗い、咳エチケットの励行を指導する。
- ・施設内立入り者に対して、マスクの着用、施設に入る前の手洗い、咳エチケットの励行など予防対策の徹底を要請する。
- ・入所者に対しては、毎朝体温を測定し、健康状態の把握に努め、新型コロナウイルス・インフルエンザ様症状を早期発見するよう指導する。

ウ 相談体制（府内発生期以降）

- ・サービスを休止する場合の代替サービスの確保に関する事など、施設・居宅サービスの提供について、事業者向け相談窓口を八尾市指定保健所に設置する（土日・祝日対応も含む）。
- ・地域の事業所のサービス継続・休止状況について情報収集する。

(4) 市内発生期

ア 情報の提供

市内での発生状況等について、速やかに施設へ情報提供を行う。

イ 施設等への要請

i) 危機管理体制

- ・職員に対して、新型コロナウイルス・インフルエンザに関する情報を正確に伝え情報を共有化する。
- ・対応マニュアルを職員に徹底する。

ii) 利用者、家族への情報提供

- ・市内での新型コロナウイルス・インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報を速やかに情報提供する。

iii) 施設内での感染拡大防止のための措置

国内発生期の事項に加え、下記の事項について要請する。

- ・感染防止策の一層の徹底を図る。
- ・職員は、不要不急の用務による外出を自粛する。
- ・家族等の面会は、自粛を要請する。(圏域内で発生した場合は、原則禁止)
- ・短期入所の受入れ等でやむなく外部の者が出入りする場合は、体温測定を行うなど、来訪者がインフルエンザ様疾患に罹患していないことの確認を行う。
- ・保健所からの助言を受け、施設の衛生管理を行う。
- ・通所施設においては、新型コロナウイルス・インフルエンザの発生状況を考慮し、サービス提供の縮小、一時中止等を検討する。(圏域内で発生した場合は、通所サービスは、原則一時中止)

(5) 大規模流行期

ア 情報の提供

- ・市内での発生状況や予防のために必要な留意事項などを施設等の関係者へ迅速かつ正確に情報提供する。
- ・マニュアル等により速やかに対応するよう依頼する。
- ・施設は、発生状況等について速やかに保健所へ報告する。

イ 施設等への要請

市内発生期の事項に加え、下記の事項について要請する。

- ・職員の安否を確認する。
- ・食糧供給の確保等のライフライン維持や、職員の勤務体制などBCPに基づき、施設としての運営を継続する。
- ・社会活動制限の観点から、通所施設は原則休業とする。

3 施設内発生時における対応

ア 施設における感染拡大防止

施設利用者又は職員に感染の疑いが発生した場合及び患者等が発生した場合について、各施設との密接な連絡体制を通じ、次の区分により対応についての指導を行う。

【通所施設】

区分	利用者	職員
感染の疑いが発生した場合	・サービス利用を中止し、速やかに八尾市指定保健所へ相談し、発熱外来を受診するよう指導する。	・確実に休ませ、速やかに八尾市指定保健所へ相談し、発熱外来を受診するよう指導する。
患者等が発生した場合	・患者及び患者と接触した者が発生した場合は、臨時休業とする。 ・保健所へ連絡し、対応に関する指示を受ける。	

イ 施設等への要請

- ・発生時には、正しい情報に基づき、保健所に連絡の上適切な判断・行動をとる。
- ・嘱託医を配置する施設については、疑い患者が発生した場合には嘱託医の指示に従う。
- ・感染拡大初期においては、保健所が実施する積極的疫学調査（症例調査、接触調査等）に協力する。
- ・患者が発生した場合、感染症法に基づき入院勧告等の措置が講じられることから、同法に基づく要請に対して速やかに協力する。